

～ 人権の世紀へ (平成) ～

世界規模で進める人権教育・啓発活動

1994(平6) 国連「人権教育のための国連10年」を決議
1997(平9) 「人権教育のための国連10年」国内行動計画策定

日本初の人権関係法成立

2000(平12) 12・6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第1条 (目的)

この法律は、人権尊重意識の高まり、社会的身分・門地・人種・信条・性別による差別の発生等人権侵害の現状にかんがみ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的とする。

須坂市の取組みとこれから

2000(平12) 須坂市部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画策定
2001(平13) 人権教育のための国連10年須坂市行動計画策定
2014(平26) 須坂市人権政策推進基本方針策定

人権問題の重要課題

1. 同和問題 2. 女性 3. 子ども 4. 障がい者
5. 高齢者 6. インターネットによる人権侵害
7. 犯罪被害者等 8. 外国人 9. 刑を終えて出所した人等 10. さまざまな人権課題

(1) HIV感染者・ハンセン病患者等 (2) アイヌの人々
(3) 性的指向及び性同一性障害 (4) ホームレス
(5) 暮らしの中に潜む様々な人権問題

常盤中学校2年 塚田奏未さん
さりげなく
気づかいしよう
友だちに



東中学校3年 小島雅隆さん

● 解放運動団体は、「水平社創立60周年」を記念して、反差別国際運動を始めた。
● 国連は、世界人権宣言(前文「人類社会すべての人の固有の尊厳と平等の権利を認めることは、世界の自由・正義・平和の基礎である」)を具体化して「人権教育のための国連10年」を決議した。

国は、同和対策関係事業法の終結に向けて、人権に関する法律を制定した。
また、この法律には、衆参両法務委員会の付帯決議『人権の21世紀(21世紀に差別を残さない)の実現のために、政府・内閣挙げて取り組む』と宣言している。

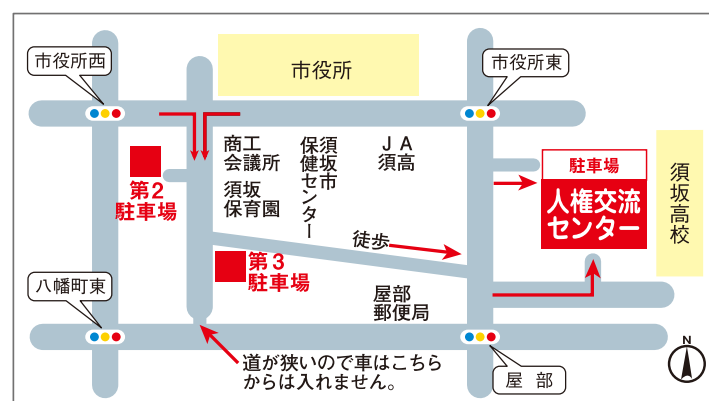
須坂市も、国連・国・県の取組みを受け、総合計画・行動計画を策定し、取り組んできた。
10年を経過した時点で、その成果と課題を精査し、新たに人権政策推進基本方針を策定し、『人権の21世紀…人権のまちづくり』を目指す。

まとめ

私たちの周りには、インターネットへの差別的な書き込み、ヘイトスピーチ、人権無視のブラック企業、暴力・虐待等々、命を軽視し、平気で人間の尊厳を踏みにじり、差別しても何とも感じない風潮が広がっています。
今こそ、部落差別をなくす長年の取組みに学び、かけがえのない一人の人間として、お互いの人権を尊重し、差別のない安心して暮らせる家庭、地域、学校、職場をつくっていきましょう。

● 参考にした資料

- ①ビデオ「部落の歴史」(明治～現代)～近代化が存続させた差別～
- ②ビデオ「三月三日の風」～水平社誕生物語～
- ③「あけぼの 人間に光あれ」(人権同和教育副読本中学生用)
- ④小学校6年社会・中学校社会(歴史)(公民)教科書
- ⑤「部落問題・人権事典」(部落解放・人権研究所編)ほか



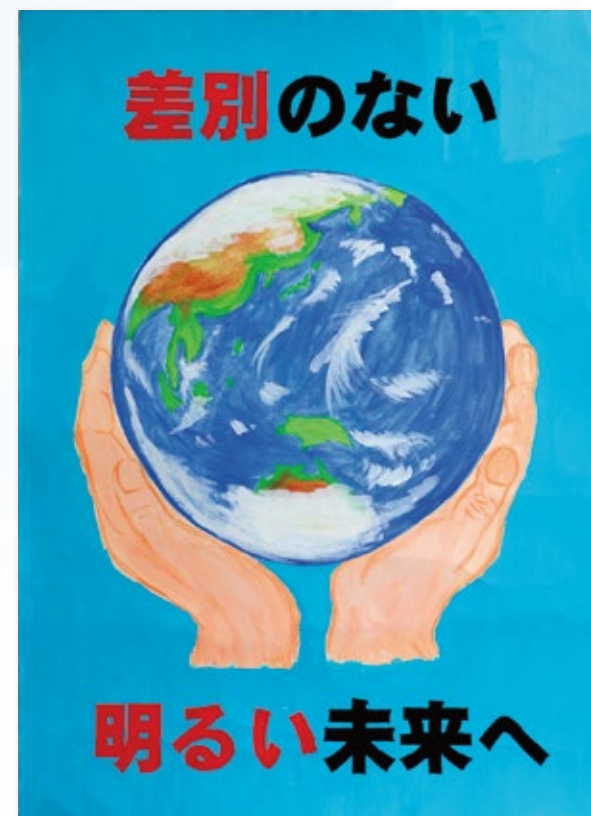
保存版

人権同和教育啓発資料

人間を大事にする 明るい社会をめざして

勇気こそ
自分を変える
第一歩

日野小学校6年 小山颯雅さん



東中学校1年 青木美樹さん

同じ世を
生きぬく我ら
肩組もう

屋部町 竹内せつさん

〈平成25年度 小・中学生、一般応募作品最優秀賞の標語・ポスターです〉

昨年は、新しい観点に立った中世から江戸時代までの部落の歴史について紹介しました。今年は、明治維新後の歴史について概略をまとめました。

国民的課題である部落差別の完全解消を目指すために、基礎的内容を正しく理解し、自分の問題として考えていただきますようお願いいたします。

須坂市・須坂市教育委員会
須坂市人権のまちづくり推進会議
須坂市企業人権同和教育推進会議



平成26年2月



それはダメ！
はつきり言うのも 思いやり
須坂小学校5年 樽井このさん

すべての人々の人権を守り 差別のない 明るく 住みよい 社会を築くために

人権尊重のあゆみ

さそい合っ
いっしょに遊ぶ 楽しいな
仁礼小学校4年 的場知信さん



～新しい国を目指して(明治)～

明治維新…近代化の始まり

欧米先進国に学んで新しい国づくりを目指した。世論を大切にし、悪い習慣を改め、全ての人が心をつなげて取り組むこととした。
しかし、いろいろな仕組みを取り入れながらも、実体は新たな身分秩序(皇族・華族・士族・平民)を残してのスタートだった。

自由・平等、人権尊重の芽生え

- | | | |
|----------|----|-----------------------------------|
| 1868(明元) | 11 | 火刑・磔刑廃止 |
| 1869(明2) | 6 | 公家・大名を華族、家臣を士族(百姓・町人は平民)とする |
| 1870(明3) | 9 | 平民に苗字使用許可 |
| 1871(明4) | 3 | 死牛馬勝手処理令 |
| | 8 | 華・士族・平民相互の結婚を許す |
| | 8 | 差別的な呼び名を廃止し、身分・職業共平民と同じとする【身分解放令】 |
| 1872(明5) | 1 | 全国(壬申)戸籍調査実施 |
| | 10 | 人身売買禁止
娼妓年季奉公から解放 |
| 1873(明6) | 3 | キリスト教禁制撤廃 |

差別をなくす
取り組みはしてい
る。しかし「壬申
戸籍」には新し
い身分表記がな
された。

さまざまな悪い習
慣を廃止し、自由・
平等・人権尊重への
芽生えも…

経済政策のかたより

- | | | |
|----------|----|---|
| 1869(明2) | 12 | 士族・卒の禄制21等(給料表)を定める |
| 1872(明5) | 2 | 地券渡し方規則定める(農民が土地所有者に) |
| 1876(明9) | 8 | 士族の家禄制を廃すため、金禄公債証書発行条例定める(士族授産事業は明治23年まで実施) |

- 華・士族……給料支給・職業支援
- 農 民……土地所有認可
- 被差別部落…保護政策なし
 - ・今までの役割・仕事取上げ
 - ・職業支援なし
 - ・納税・兵役義務が課される
 - ・周辺住民との交流とだえる
 →生活が困窮していった

「身分解放令」への反動

- | | | |
|----------|----|---|
| 1871(明4) | 10 | 「身分解放令」反対一揆、被差別部落を襲撃する事件が、兵庫・岡山・福岡・高知・京都等21ヵ所以上で発生。死傷者48人以上、破壊消失家屋2073戸以上 |
|----------|----|---|

「身分解放令」への不満、急激な西欧化への不安と不満が、はげ口として弱い立場の被差別民衆に向かった。

～自由・平等獲得への闘い～(大正)～

圧政に対する民衆の爆発

- | | | |
|----------|------|----------------------------|
| 1918(大7) | 7・17 | 政府シベリア出兵同意 |
| | 7・23 | 富山県の漁師妻女数十人海岸に集合。米の船積み中止要求 |
| | 7・31 | 米価大暴騰 |
| | 8・2 | 政府、シベリア出兵宣言 |
| | 8・3 | 富山で米騒動発生、続いて1道3府38県に波及 |

米騒動発生地 368ヵ所
内被差別民衆参加地 49ヵ所
全国での逮捕者 8,185人
内被差別民の逮捕者 887人
被差別民の逮捕者が比較的多い。これは、警察の予断と偏見による弾圧の結果とみられている。この騒動があって、原敬内閣は、被差別民衆との融和を図る政策を進めた。

自由・平等を求める民衆

- | | | |
|-----------|---|----------------|
| 1921(大10) | 7 | 神戸造船所スト |
| | 8 | 藤田農場小作争議 |
| 1922(大11) | 3 | 全国水平社創立大会 |
| | 4 | 日本農民組合結成 |
| | 5 | 新婦人協会初の政談演説会開催 |

労働者、農民、女性等の自由・平等を求める運動が各所で起きた。

被差別民衆の立ち上がり

- | | | |
|-----------|---|----------|
| 1922(大11) | 3 | 全国水平社創立 |
| 1924(大13) | 4 | 長野県水平社創立 |

水平社宣言・綱領(概要)

我々は長い間苦しめられてきた。今ここで人間を尊敬することによって、自由を獲得する闘いを起こすことは当然のことである。我々は自らの行動によって絶対の解放を期し、経済・職業の自由を要求し、獲得を期す。我々は人類最高の完成に向かって進む。人の世に熱あれ、人間に光あれ。

被差別民衆は差別による困難な状況が改善されないため、全国水平社を結成し、自らの行動で差別からの絶対の解放を宣言した。

「水平社宣言」は日本で最初の「人権宣言」と言われている。

戦時体制下で

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1942(昭17) | 6 | 国民運動の全団体が、大政翼賛会傘下に強制入会させられたため、水平社は活動を停止した。 |
|-----------|---|--|

差別解消への闘い、民主化への芽、すべて圧殺された。

～新しい憲法のもとで(昭和)～

民主主義の国へ

日本国憲法(1947・5・3施行)

- | | |
|------|---|
| 第11条 | 基本的人権の享有 |
| 第12条 | 自由・権利の保持の責任
自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。 |
| 第14条 | 法の下での平等、貴族の禁止
① すべて国民は法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、差別されない。
② 華族その他の貴族の制度は認められない。 |

この憲法は、自由・平等・権利を認め、民主主義社会実現への努力を、国民一人ひとりに求めている。

長野県出身のT青年。新潟の会社に就職。会社の先輩の娘(K子)さんと44年10月に恋愛結婚。しかし、婚姻届を提出した後、父母、K子の態度が急変、会社の人達の態度も変わってしまう。親に確認し、差別に気づいたT青年は、苦しんだ末、遺書を残して抗議の自殺をした。

深刻な差別の現実

1970(昭45)1・13 結婚差別に抗議自殺

(遺書)「死をもって戸籍の差別をなくします。部落とは何か。結婚して死に追いやる世間が憎い。27才の生命しか与えてもらえなかったのが残念です。
K子さん、元気で生きてください。僕は死をもって部落という身分差別をなくします。政府の皆さん、戸籍の差別をなくしてください。お父さん、お母さん、かんべんしてください。さようなら」

深刻な差別事件の続発に、国は審議会を立上げ、その答申を受けて特別措置法を制定。33年間取り組み、一定の成果をみて終結した。

国・国民挙げての取り組み

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1960(昭35) | 同和対策審議会設置 |
| 1965(昭40) | 同和対策審議会答申 |
| 1968(昭43) | 「壬申戸籍」密封
全面閲覧禁止にする |
| 1969(昭44) | 同和対策特別措置法成立 |
| 2002(平14) | 同和対策関係事業法終結 |

現在でも、身元調査を目的とした戸籍不正取得事件や問い合わせがあり、結婚差別等で苦しんでいる人がいる。

審議会答申—前文—(一部)

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、基本的人権に関わる問題である。これを未解決に放置することは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、国民の課題である。

部落差別の問題は、完全には解消されていないため、国は、重大な人権問題として今後も取り組むとしている。